

路外駐車場設置（変更）届出書							
(届出先)				年 月 日			
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所							
<p>駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。</p>							
1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
規 模	イ 駐車場の区域の面積				平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				平方メートル		
	3 a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル	
					駐車台数 台	台	
				特定自動二輪車	平方メートル		
				駐車台数 台	台		
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分			四輪車専用
特定自動二輪車専用							平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用							四輪車
	駐車台数 台	台					
特定自動二輪車	平方メートル						
駐車台数 台	台						
小計	平方メートル						
車路等の面積 (B)					平方メートル		
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル		
				駐車台数 台	台		
			特定自動二輪車	平方メートル			
			駐車台数 台	台			
			小計	平方メートル			
			それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車
駐車台数 台	台						
特定自動二輪車	平方メートル						
駐車台数 台	台						
小計	平方メートル						
車路等の面積 (D)					平方メートル		

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車		平方メートル			
			特定自動二輪車		平方メートル			
		小計	平方メートル					
		それ以外の部分	四輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)			
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
			四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車	平方メートル			
				特定自動二輪車	平方メートル			
			小計	平方メートル				
			4 構 造	イ 建築物である部分				
		ロ 建築物でない部分						
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有 無						
		b 特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号					
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等						
6	附帯業務のための施設							
7	従 業 員 概 数							
8	供用開始（予定）日							
(注)								
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。								

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

認定申請書

平成 年 月 日

殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

- 1 装置の分類
- 2 装置の名称
- 3 装置の構造及び設備並びに操作方法の概要
- 4 装置の主要構造部の図面（縮尺1/100以上）
- 5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数

対象自動車	分 類 (注1)		
	最大車体寸法 (mm)	長さ × 幅 × 高さ	長さ × 幅 × 高さ
	最大質量 (kg) (注2)		
装 置 分 類 記 号		型	型
部分名称	大きさ (mm)	間口×奥行×高さ	間口×奥行×高さ
駐 車 室		× ×	× ×
乗 降 室		× ×	× ×
装置の全体 (最大収容台数 台)		× ×	× ×

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

(2) 令第10条（避難階段）関係

(3) 令第12条（換気装置）関係

(4) 令第13条（照明装置）関係

(5) その他の事項

7 安全機能の認証

認証機関名：

認証日：平成 年 月 日

認証番号：第 号

有効期限：平成 年 月 日

8 その他参考となる事項

認定申請書

平成 年 月 日

殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者名

下記の特種の装置について、駐車場法施行令第 15 条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

- 1 装置の分類
- 2 装置の名称
- 3 装置の構造及び設備並びに操作方法の概要
- 4 装置の主要構造部の図面（縮尺 1 / 100 以上）
- 5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数

対象自動車	分 類 (注1)		
	最大車体寸法 (mm)	長さ × 幅 × 高さ	長さ × 幅 × 高さ
	最大質量 (kg) (注2)		
装 置 分 類 記 号		型	型
部分名称	大きさ (mm)	間口×奥行×高さ	間口×奥行×高さ
駐 車 室		× ×	× ×
乗 降 室		× ×	× ×
装置の全体（最大収容台数 台）		× ×	× ×

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第8条(車路)関係

(2) 令第9条(駐車のために供する部分の高さ)関係

(3) 令第10条(避難階段)関係

(4) 令第12条(換気装置)関係

(5) 令第13条(照明装置)関係

(6) その他の事項

7 安全機能の認証

認証機関名：

認証日：平成 年 月 日

認証番号：第 号

有効期限：平成 年 月 日

8 その他参考となる事項

認定申請書

平成 年 月 日

殿

申請者 住 所
 会 社 名
 代表者名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第 15 条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

- 1 装置の分類
- 2 装置の名称
- 3 装置の構造及びその操作並びに安全装置の概要
- 4 装置の主要構造部の図面（縮尺 1 / 100 以上）
- 5 装置の対象自動車諸元及び主要寸法

対象自動車	分 類 (注1)		
	最大車体寸法 (mm)	長さ × 幅 × 高さ	長さ × 幅 × 高さ
	最大質量 (kg) (注2)		
装 置 分 類 記 号		型	型
部分名称	大きさ (mm)	幅 × 奥行	幅 × 奥行
か ごと 内 法		×	×
昇 降 路 内 法 寸 法		×	×
最 大 昇 降 行 程 (mm)			

(注1) 自動車分類を更に細分化する必要がある場合は、適宜、上表に行を追加して記載すること。

(注2) 最大質量は、最大重量としても可とする。

6 装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、当該装置を用いることに関連する駐車場法施行令の規定について特例とする事項

(1) 令第8条(車路)関係

(2) 令第13条(照明装置)関係

7 その他参考となる事項

(様式)

特殊装置設置計画書

年 月 日

(あて先)

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。
設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。